

公募型プロポーザル方式による業務委託
アリーナ基本計画策定支援業務 企画提案募集要項

1 業務概要

(1) 業務名

アリーナ基本計画策定支援業務

(2) 業務目的

徳島県では、交流人口の拡大や中心市街地の活性化など、本県の「新たな賑わい創出」が期待できる「アリーナ」を実現するため、令和6年8月に本県が「目指すべきアリーナ像」を公表するなど検討を進めてきたところである。

本業務では、予定地である「徳島県立徳島東工業高等学校跡地（徳島県徳島市大和町2丁目他）」において、これまでの経緯や今後設置を予定している検討委員会（仮称）、関係者等の意見を踏まえ、アリーナ及び予定地全体の具体的な整備内容や整備・運営方法（民設民営を含む）などについて、調査・検討し、基本計画として取りまとめることを目的とする。

なお、策定にあたっては、議論の土台となる基本フレームを早期に固め、民間事業者の参入意欲を最大限引き出すとともに、事業参入の阻害要因（リスク）や必須条件を的確に把握するためのサウンディング調査を実施し、確実な事業化に資する計画とすること。

(3) 業務内容

別紙「アリーナ基本計画策定支援業務仕様書」に記載のとおり。

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

(5) 委託料上限額（見積限度額）

金40,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

積算には、業務の遂行に必要な全ての経費を含めること。

2 募集概要

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定するために、「アリーナ基本計画策定支援業務プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」を設置する。

参加資格に該当する企画提案者（以下、「参加者」という。）から提出された本業務に関する企画提案書と参加者からのプレゼンテーションの内容を審査するため選定委員会を開催する。選定委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、総合的に最も優れた内容であると認めた参加者を委託候補者とする。

なお、契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、県と委託候補者が提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、県と委託候補者の双方が合意した場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部が変更となる場合が

ある。

3 参加資格

本業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる全ての要件を満たしている法人であること。

- (1) 県と緊密な連携体制が確保できること。
- (2) 提案事項を十分理解し、適正に遂行できる能力を有すること。
- (3) 過去10年以内に延べ床面積5,000m²以上の観客席を有する屋内スポーツ施設（体育館を含む）等の計画策定支援業務に関する実績があること。
- (4) 過去10年以内にPFI導入可能性調査等の民間活力を活用した整備・運営手法の検討に関する実績を有すること。
- (5) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立て、及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申し立てがなされていない者とみなす。
- (6) 事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納していない者であること。
- (7) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 法人等及びその代表者が次の事項に該当しない者であること。
 - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ②地方自治法第244条の2第11項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者
 - ③暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう、以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及びその構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体
 - ④私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
 - ⑤労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
 - ⑥役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが無くなつた日から2年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等

⑦特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

4 関連資料

本業務の関連資料は、次のとおり、徳島県ホームページに掲載されたものを確認すること。

- ・アリーナ整備関連調査等業務の結果について

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kyoiku/sports/7242231/>

5 日程及び期限

内容	日程・期限
質問書提出期限	令和8年1月20日（火）午後5時（必着）
企画提案参加申込書等提出期限	令和8年1月30日（金）午後5時（必着）
企画提案書の提出期限	令和8年2月13日（金）午後5時（必着）
選定委員会（プレゼンテーション）	令和8年2月中旬～下旬
審査結果通知・契約締結	令和8年3月上旬

6 質問の受付

(1) 受付方法

質問書（様式1）に必要事項を記入のうえ、電子メールにより徳島県観光スポーツ文化部スポーツ振興課へ提出すること。なお、提出後は、必ず電話にて到着確認（直通電話088-621-3189）を行うこと。

【電子メール】sportsshinkouka@pref.tokushima.lg.jp

(2) 質問内容

原則として、本業務に係る条件や参加手続きに関する事項に限るものとし、企画提案書の提出状況や積算などに関する内容は受け付けない。

(3) 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、徳島県ホームページで公表する。

7 参加申込書等の提出

(1) 提出方法

プロポーザルへの参加を申請する者は、提出期限までに次に掲げる提出書類を徳島県観光ス

ツ文化部スポーツ振興課へ郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）又は持参すること。

(2) 提出資料

ア 企画提案参加申込書（様式2－1） 正本1部

イ 会社等の概要 正本1部

ウ 暴力団排除に関する誓約事項 正本1部

エ 共同提案者一覧（様式2－2） 正本1部

※共同提案を行う場合に限る。

オ 法人登記簿謄本（直近3ヵ月以内のもの） 1部

カ 共同企業体協定書 写し1部

※共同提案を行う場合に限る。

8 企画提案書の作成

別紙「アリーナ基本計画策定支援業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づき作成を行うこと。

9 審査

(1) 別途定める「アリーナ基本計画策定支援業務プロポーザル審査要領」に基づき実施する。

(2) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

ア 上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。

イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ その他、委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明したとき。

10 審査結果

審査結果は、全ての参加者に書面により通知する。

11 契約の締結

(1) 提案が選定された委託候補者は、契約手続きを完了するまで契約関係を生じるものではない。また、業務の実施に際しては、提案内容をそのまま実施するものではなく、選定後に県と委託候補者との間で協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。

(2) 委託候補者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となったものを委託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

(3) 県との協議が整った場合は、委託候補者から改めて見積書を徴収し、内容を審査の上、委託契約を締結する。

(4) 委託契約にかかる委託料は、必要な場合、前金払いを可能とする。

(5) 本業務を実施する上で、必要な資料等について、県から受託者に提供できるものとする。

受託者は責任をもって資料等の管理を行うとともに、返却する必要があるものについては、業務完了後速やかに返却すること。

- (6) 本業務の実施にあたり、県は委託契約期間の間、隨時、業務の進捗状況及び経費の執行状況について、受託者に報告を求めることができるものとし、その状況に応じて業務内容の見直しについて、受託者と協議できるものとする。
- (7) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用しないこと。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。但し、県の許可を得た場合はこの限りではない。
- (8) 本業務の遂行により生じた著作権はすべて県に帰属する。

12 その他留意事項

- (1) 企画提案に要する全ての経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。
- (4) 提出期限後の書類の提出、再提出及び差し替えは原則として認めない。
- (5) 企画提案参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。辞退することにより、今後の県との契約等について不利益な取り扱いをするものではない。

13 問い合せ先

徳島県観光スポーツ文化部スポーツ振興課施設担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-3189

フаксミリ 088-621-2819

メールアドレス sportsshinkouka@pref.tokushima.lg.jp